

特定非営利活動法人
日本トラウマ・サバイバーズ・ユニオン
(JUST)

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本トラウマ・サバイバーズ・ユニオンといい JUST（ジャスト）と略称する。

英語名：Japanese Union for Survivors of Trauma

(事務所)

第2条 この法人の事務所を東京都港区麻布十番2丁目17番3号 麻布プレイス503に置く。

(目的)

第3条 この法人は、児童虐待・性暴力・夫婦間暴力・老人いじめ・親虐待・学校職場内いじめ等、かつて、さまざまないじめや虐待を受けたトラウマ（心的外傷）の生存者たち（サバイバーズ）が、同様の傷を持った生存者達に対して、その援助を行う中で、生存者としての意味を見い出し、お互いの癒しと成長をはかることによって保健、医療又は福祉の増進を図り、並びに、人権の擁護又は平和の推進に関する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 電話相談事業
- (2) 生存者体験の分かち合いの場としてのミーティング活動事業
- (3) 講演会・ワークショップ等の社会教育・広報活動事業
- (4) 会報の発行及び、刊行物等の発行に関する事業
- (5) 個々の事業に必要なボランティアの受け入れ、及び必要とされる人材の養成事業
- (6) 関連諸団体との情報交換、連絡調整及び協力活動事業
- (7) 前項(1)～(6)の事業を行うための募金活動事業
- (8) その他この法人の目的達成に必要な事業

2 この法人は、次の収益事業を行う

- (1) バザーその他の物品販売事業
- (2) 不動産貸し付け
- (3) 受託事業
- (4) 出版事業
- (5) イベント企画事業
- (6) 人材の派遣

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うのもとし、その収益は、第1項掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）における社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(3) 特別会員

理事会において推薦された個人又は団体

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込むものとする。

- 2 理事長は、前項の申込みがあったとき、本会の目的に合致すると認めるときは正当な理由のない限り、入会を認めなければ成らない。
- 3 理事長は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を附した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 特別会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承認をもって会員となる。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 正会員は、前条の条件に加え会費の納入によってその資格を取得する。

(退会)

第9条 会員は、退会の届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

(1) 死亡したとき。団体にあっては解散したとき

(2) 会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じないとき

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 既に納入した会費、その他の拠出金品は、その理由を問わず返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(役員の選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の中からの互選によって選任する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、法令、定款、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(役員の任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、そのうちその定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その役員に弁明の機会を与えた上で、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第18条 役員のうち、常勤又はそれに準ずる役員は理事会の決議により有給とすることができる、その余の役員は無給とする。

- 2 前項の有給の役員の員数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。
- 3 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 4 前3項に必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 顧問

(顧問)

第19条 本会に顧問を若干置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が書面をもって委嘱する。

3 顧問は、理事会に出席することができ業務について理事長の諮問に応える。

第5章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

2 賛助会員及び特別会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき
- (3) 監事が第14条4項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の4分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第27条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議決権は、1人(又は1団体)につき1個とする。

(総会での議決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければ成らない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決委任者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
-
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算の軽微な変更
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により召集の請求があったとき
- (3) 監事から召集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び3号の請求があった場合には、その日から30日以内に理事会を召集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数及び議決)

第35条 理事会においては、理事総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する所による。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面を以って表決し、または他の理事を代理人として表決を委任する事が出来る。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、及び出席者氏名

(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が記名、押印又は署名しなければならない。

第6章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、収益事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

第7章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従っておこなわなければならぬ。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) 収益事業会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算にかんする書類は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の議決

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(精算人の選任)

第51条 この法人が解散したときは、理事が精算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散したときに残余する財産は、第 50 条第 1 項第 1 号の総会において議決した他の特定非営利活動法人又は、民法第 34 条の規定により設立された法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長および必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

2 理事は事務局長もしくは職員と兼職することができる。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第11章 雜則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成12年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成12年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 年会費 一般 6,000円／年間、団体 30,000円／年間
 - (2) 賛助会員年会費 一般 6,000円／年間、団体 30,000円／年間